

令和6年度第3回
松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和7年1月15日（水）9：30～

場所：松川町役場 協議会室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

（1）令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について （資料1）

（2）部奈辻バス停（上り）の変更について （資料2）

（3）令和7年4月1日ダイヤ改正について （資料3）

4. その他

第6次松川町総合計画における地域公共交通の位置づけについて （資料4）

5. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役 職	氏 名	備 考
松川町	町 長	北 沢 秀 公	会 長
松川町社会福祉協議会	会 長	水 野 一 昭	副 会 長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤 澤 洋 二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片 桐 実	
大島地区代表（区長会長）	上新井区長	田 村 健 一	R6.4～
上片桐地区代表	上片桐区長	大 澤 勲	
生田地区代表	福与区長	福 澤 友 安	R6.4～
松川町商工会	会 長	細 田 勉	R6.5～
松川町女性団体連絡協議会	理 事	松 下 文 子	
松川町福祉を考える会	会 長	原 節 子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	山 岸 康 範	
長野県南信州地域振興局	局 長	岩 下 秀 樹	R6.4～
長野県飯田建設事務所	所 長	唐 澤 則 夫	
飯田警察署	署 長	笠 原 敏 克	
松川町建設水道リニア対策課	課 長	中 村 昌 彦	
松川町保健福祉課	課 長	塩 倉 智 文	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	鈴 木 正 満	
松川町教育委員会	教育長	溝 上 正 弘	

事務局

松川町副町長	黒 澤 哲 郎	幹 事 長
松川町まちづくり政策課長	松 尾 天	事 務 局 長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大 橋 良 平	事 務 局 員
松川町まちづくり政策課企画調整係	元 木 と も み	事 務 局 員

令和6年度(R5.10～R6.9) 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価について

松川町地域公共交通対策協議会事務局

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

協議会名: 松山地域公共交通対策協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

令和6年1月15日

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
伊那バス(株)	上片桐・大島通学便 役場前～伊那大島駅	子育て支援に繋がる全町的な取り組みとして、小中学生の通学定期券無料交付を実施している。町内の小中学校と連携して、新入生の保護者向け説明会を実施し、定期券利用の促進を図った。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	A R6事業年度における輸送人員は、8,275人(対前年比▲284人)となり、目標値8,000人を達成した。	通学利用に特化したダイヤの系統であり、輸送人員は児童生徒数の増減に左右される。少子化の進行を踏まえると、より一層の利用増は見込めないため、利用実態を分析し運行本数の見直しを検討する。
伊那バス(株)	チョイソコまつかわ(区域運行) 町内全域	前事業年度評価の改善点に基づき、以下の2点を計画に反映し、実施した。 (1) 運行車両のダウンサイジング → 小回りの効く運行を実現。より多くの利用者の自宅前発着ニーズに対応した。 (2) 免許返納者への対応 → 対象者からの申請に応じ、回数券22枚/年を交付。公共交通を活用した高齢者の免許返納対策を展開した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	B R6事業年度における輸送人員は、6,213人(対前年比+4,108人※ただしR5事業年度の運行月数は6ヶ月)となり、目標値7,000人を下回る結果になった。ただし、月毎の利用状況を見た場合、R5.10～R6.3は平均464人のところ、R6.4～9は平均571人と増加傾向が続いている。	(2)を実施したことにより、高齢者に対してはチョイソコがおでかけに役立つ公共交通という認識が広がっており、利用が伸びてきている。今後は町の子育て支援策と連携し運転免許取得前の子どもに対するおでかけ支援を検討していく。
丸茂自動車(有)	チョイソコまつかわ(区域運行) 町内全域	前事業年度評価の改善点に基づき、以下の2点を計画に反映し、実施した。 (1) 運行車両のダウンサイジング → 小回りの効く運行を実現。より多くの利用者の自宅前発着ニーズに対応した。 (2) 免許返納者への対応 → 対象者からの申請に応じ、回数券22枚/年を交付。公共交通を活用した高齢者の免許返納対策を展開した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	B R6事業年度における輸送人員は、6,213人(対前年比+4,108人※ただしR5事業年度の運行月数は6ヶ月)となり、目標値7,000人を下回る結果になった。ただし、月毎の利用状況を見た場合、R5.10～R6.3は平均464人のところ、R6.4～9は平均571人と増加傾向が続いている。	(2)を実施したことにより、高齢者に対してはチョイソコがおでかけに役立つ公共交通という認識が広がっており、利用が伸びてきている。今後は町の子育て支援策と連携し運転免許取得前の子どもに対するおでかけ支援を検討していく。

3

1. 【R6事業年度振り返り】まつかわフルーツバスの利用状況

(人)

系統名	R5事業年度 (R4.10～)実績	R6事業年度 (R5.10～)実績	対前事業年度比	対目標値	目標・効果 達成状況
【M6】 上片桐・ 大島通学便	8,559	8,275	▲284	+275 (目標8,000)	A
【M3】 部奈線	7,542	6,514	▲1,028	▲486 (目標7,000)	— ※補助対象外
【M7】 生田線	8,739	10,301	+1,562	+2,301 (目標8,000)	— ※補助対象外
チョイソコ まつかわ	2,105	6,213	+4,108	▲787 (目標7,000)	B

目標・効果達成状況における評価の凡例

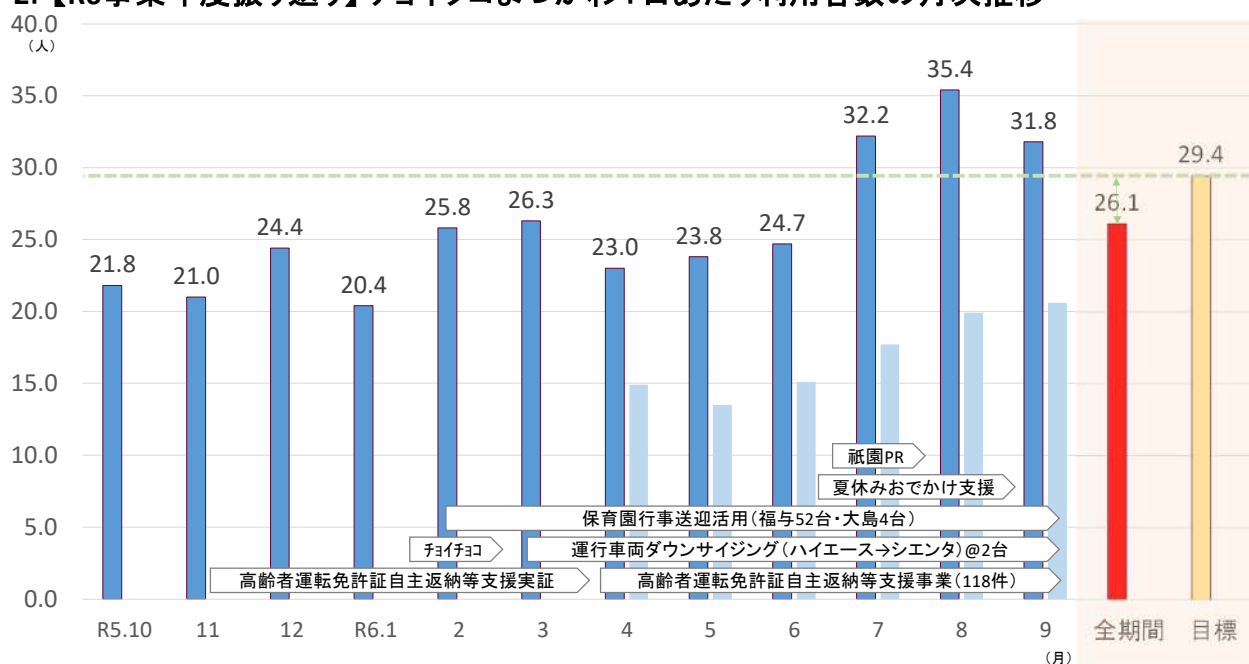
A: 事業が計画に位置付けられた目標を概ね達成した

B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。

C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。

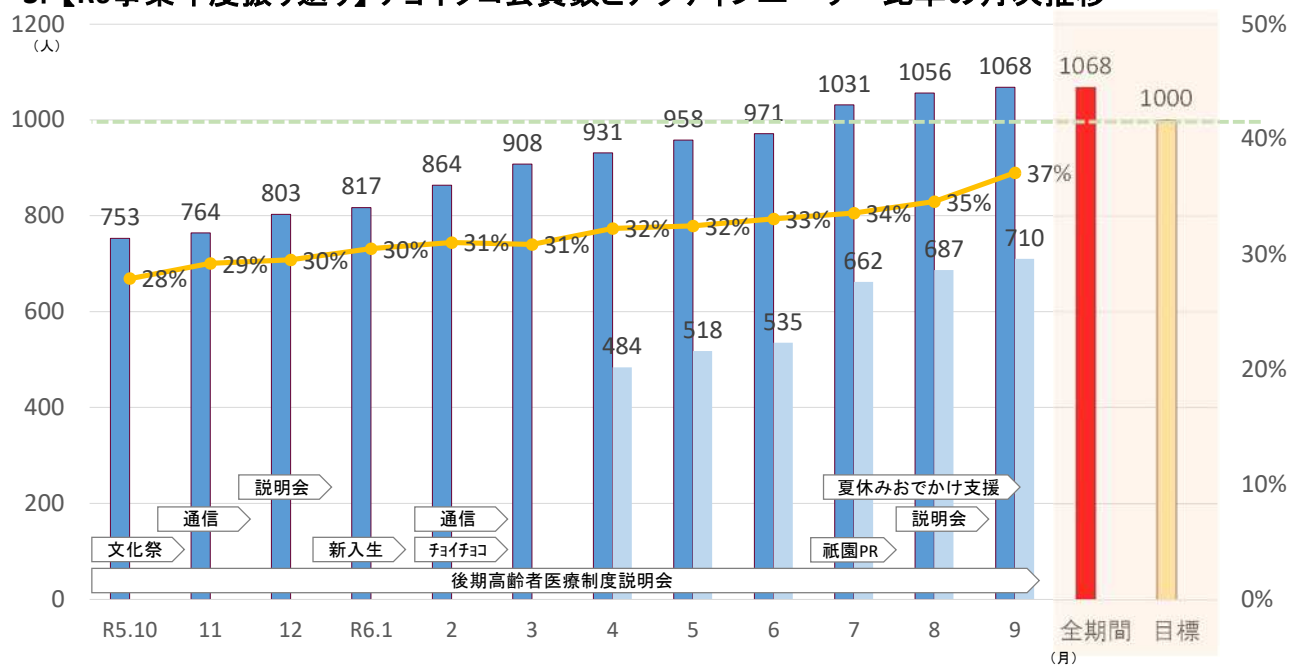
4

2. 【R6事業年度振り返り】チョイソコまつかわ1日あたり利用客数の月次推移



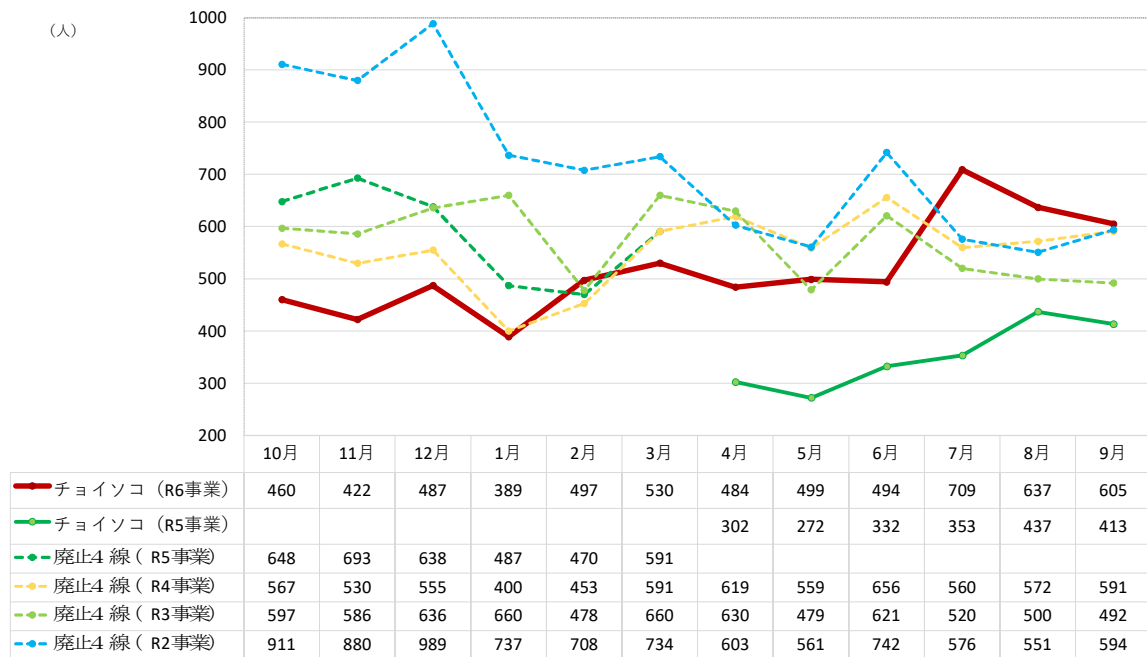
5

3. 【R6事業年度振り返り】チョイソコ会員数とアクティブユーザー比率の月次推移



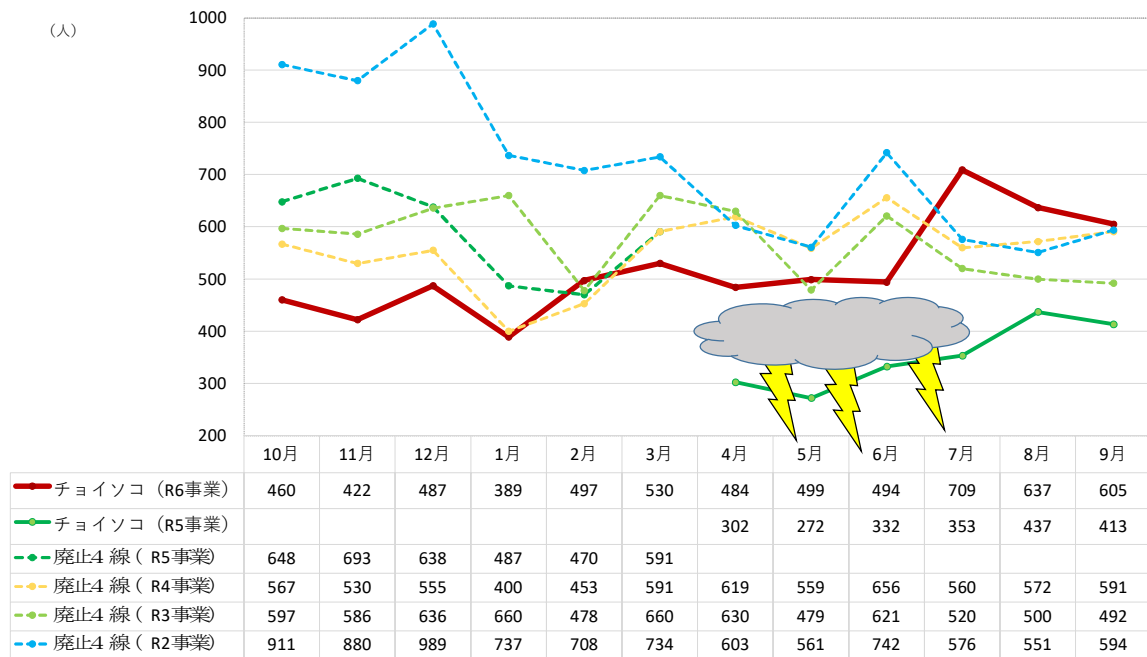
6

4. 【R6事業年度振り返り】チョイソコと廃止4線の利用状況比較



7

4. 【R6事業年度振り返り】チョイソコと廃止4線の利用状況比較



8

(以降のページは投影のみ)

9



10



11

12

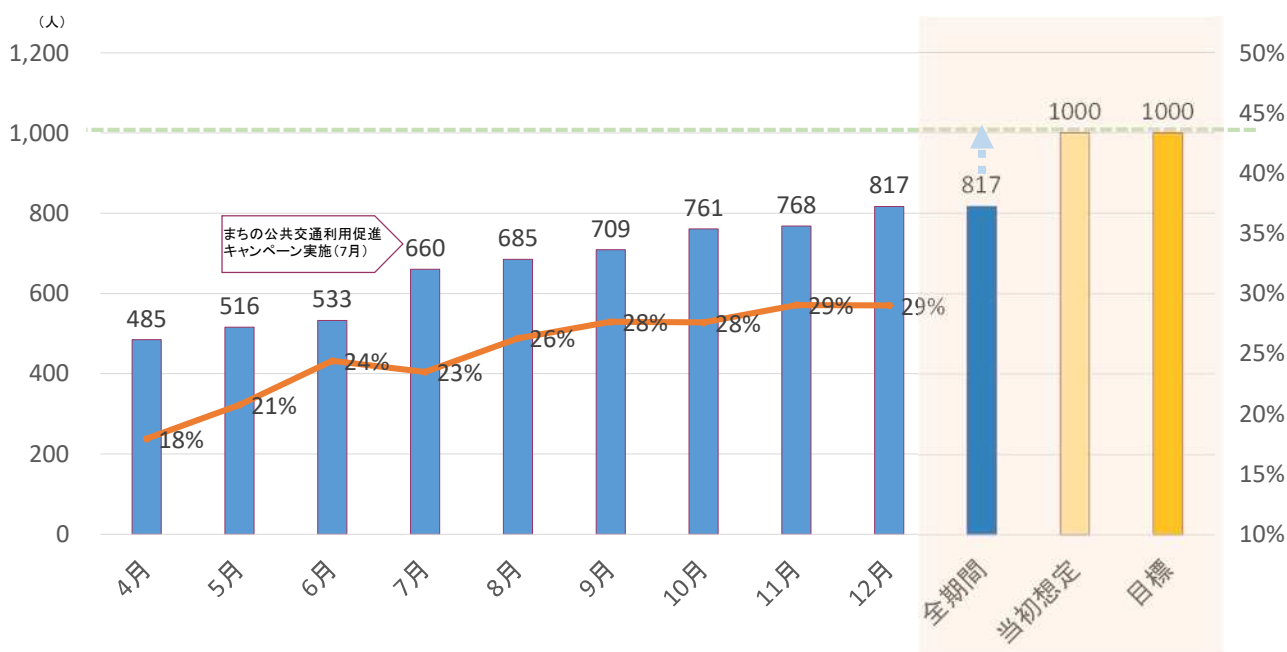


13



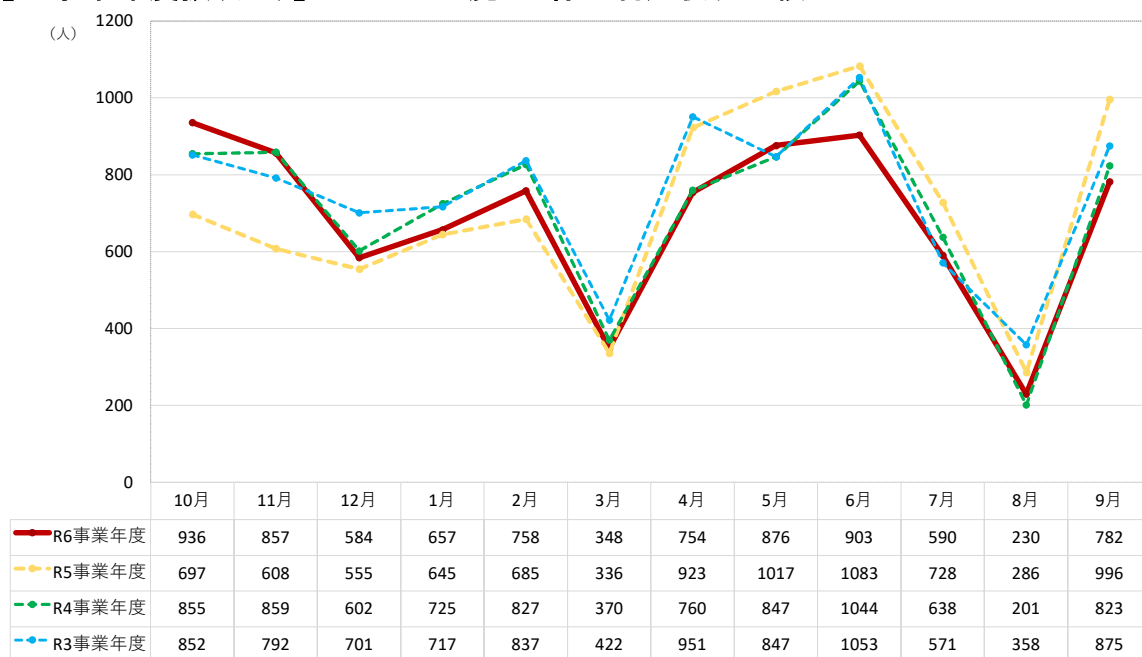
14

3.【R5振り返り】チョイソコ会員数とアクティブユーザー比率の推移(末残)



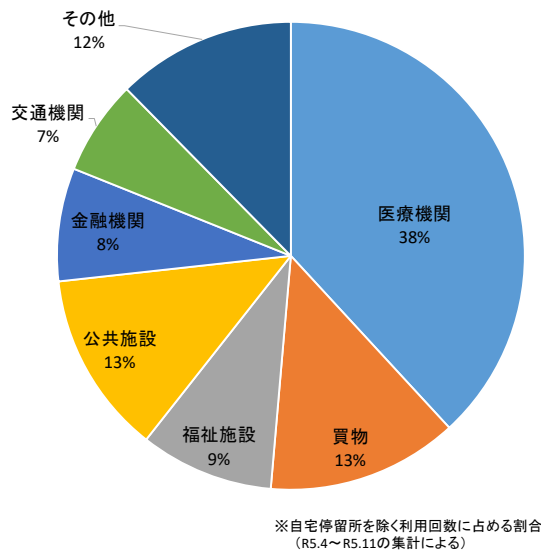
15

4.【R6事業年度振り返り】チョイソコと廃止4線の利用状況比較



16

3.【R5振り返り】目的地別のチョイソコ利用状況



停留所利用ランキング【医療機関＝669人】

- ① 日赤病院 342人
- ② 中塚医院 89人
- ③ 米山歯科医院 76人
- ④ 宮下歯科医院 41人
- ⑤ 下平歯科 33人
- ⑥ 宮澤歯科医院 31人
- ⑦ しらかば歯科クリニック 23人
- ⑧ 園鍼灸治療院 16人 (R5.5追加)
- ⑨ 北林整骨院 10人

停留所利用ランキング【買物＝232人】

- ① キラヤ前 105人
- ② 農協前(リカまつかわ) 102人
- ③ 新井 15人
- ④ ペっかん前 6人

17

停留所利用ランキング【福祉施設＝162人】

- ① 地域活動支援センターあすなろ 86人
- ② コーポヘルメス 73人
- ③ 社協前 3人

停留所利用ランキング【公共施設＝222人】

- ① 清流苑 88人
- ② 中央公民館えみりあ 52人
- ③ 役場正面玄関 34人
- ④ プール前 28人
- ⑤ 役場前 6人
- ⑥ 上片桐改善センター 2人

停留所利用ランキング【金融機関＝137人】

- ① 飯田信用金庫大島支店 44人
- ② 大島郵便局 38人
- ③ JAみなみ信州松川支所 35人
- ④ 八十二銀行松川支店 18人

停留所利用ランキング【交通機関＝115人】

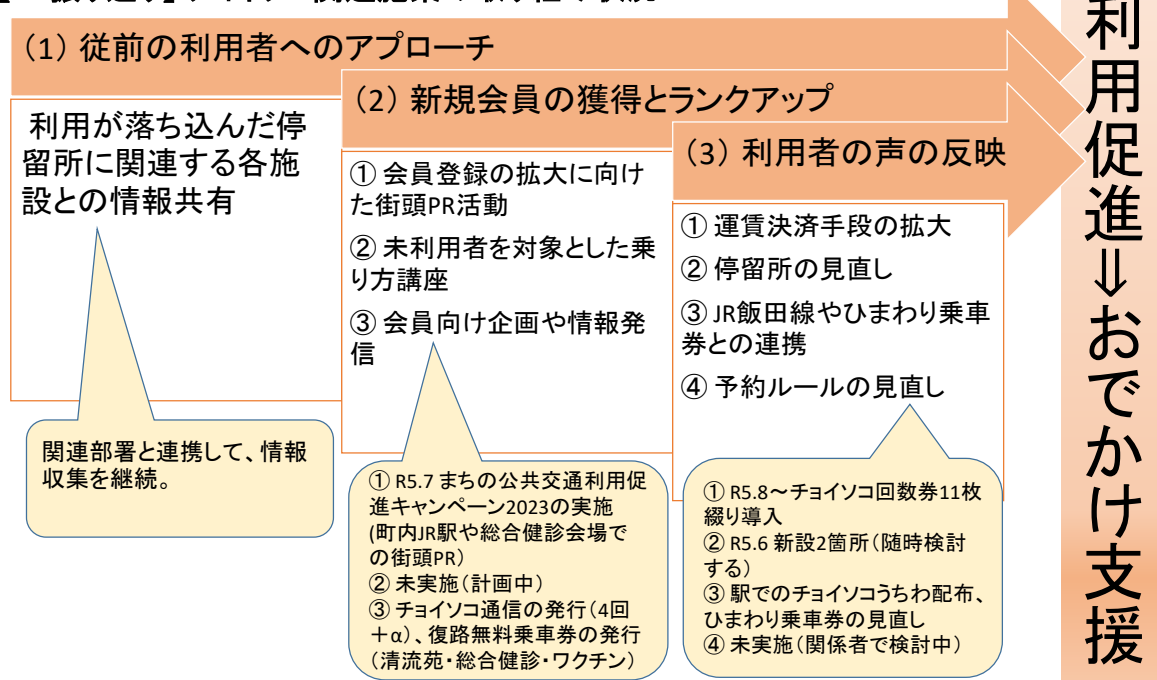
- ① 伊那大島駅 90人
- ② 丸茂自動車 10人
- ③ 上片桐駅 7人
- ③ 松川IC第1駐車場 7人

停留所利用ランキング【その他＝217人】

- ① 原宅前 18人
- ② 斉藤宅前 15人
- ③ 三号車庫前 11人
- ④ 清北 11人
- ⑤ 長峰 9人

18

5. 【R5振り返り】チョイソコ関連施策の取り組み状況



19

6. R5の振り返りを踏まえた今後の展開(チョイソコ関連)

(1) 免許返納対策への踏み込み

R5.10 高齢者の免許返納の促進に向けた
地方公共団体による対策の効果実証調査(国土交通省)エントリー

R5.11 同・採択

R5.12 効果実証開始(免許返納者の申請に基づき回数券22枚を配布)

R6.02 効果実証終了予定

R6.04 本格運用開始(以降毎年度、免許返納者の申請に基づき回数券22枚を配布)

1/10時点の申込件数**105件**

20

チョイソコまつかわ回数券を交付します！

運転免許を返納された65歳以上の方へ、チョイソコまつかわ回数券
22回乗車分(11枚綴り2本)を交付します！

対象になる方

松川町に住所を有する65歳以上の方で、これまでに運転免許を返納された方

申請方法

『運転免許自主返納等によるチョイソコまつかわ回数券交付申請書』に必要事項
を記入の上、役場まちづくり政策課へ添付書類とともに提出

申請時に必要な書類

- ①運転免許自主返納等によるチョイソコまつかわ回数券交付申請書(別紙)
 - ②「運転免許の取消通知書」の写し(警察署発行)
 - ③「運転経歴証明書」の写し(警察署発行)
 - ④有効期限の切れた運転免許証の写し
- ②～④のいずれか1つ

注意点

- ※申請回数はおひとり年1回に限りです。
- ※回数券はチョイソコまつかわでのみご利用いただけます。
- ご利用の際は必ず会員登録をお願いします。

当日1時間前まで
乗車予約可能！

登録した自宅に
車がかかる！

目的地まで
乗り合いで乗車

運賃はおひとり1回
の乗車につき
500円



チョイソコまつかわとは？
平日の朝8時から夕方5時まで、松川町内全域を走る
会員登録制の公共交通です。
町内にお住まいの方ならどなたでも利用でき、町内
の通院・お買い物・お出かけにご利用いただけます。
※ご利用には事前の会員登録と予約が必要です。

チョイソコまつかわの詳しい情報については
チョイソコまつかわパンフレットか町ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先:松川町地域公共交通対策協議会
(事務局:松川町役場まちづくり政策課)
☎0265-36-7014

(2) 利用状況を踏まえた運行車両の見直し

国庫補助活用によりチョイソコまつかわ省エネ対策促進事業を実施 (詳細以下)

◎ 現行の車両体制

- 1号車【丸茂自動車】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 2号車【伊那バス】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 3号車【丸茂自動車】 大型ワゴン(11人乗り・客席6)
- 4号車【伊那バス】 大型ワゴン(14人乗り・客席6)

【運用上の問題点(3号車・4号車について)】

- ① エネルギー価格高騰の影響を受けやすい。
- ② 定時路線で使用してきた車両を流用しているため、
「自宅前で乗降できる」デマンド交通においては不向き。
山間部を中心に乗り入れ困難な箇所がある。
- ③ 2～3人程度の乗合には過剰性能。

◎ 見直し後の車両体制

- 1号車【丸茂自動車】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 2号車【伊那バス】 ミニバン(7人乗り・客席4)
- 3号車【丸茂自動車】 ハイブリットミニバン
- 4号車【伊那バス】 ハイブリットミニバン

【期待される効果】

- ① 燃料費を現状より抑制し、持続可能な公共交通の運営
とゼロカーボン実現への取り組みを加速させる。
- ② これまで乗り入れ困難だった箇所に全車両が進入可能
となり、自宅を停留所に設定できる対象が増える。
また、高齢者等の「おでかけ支援」を後押しすることで、
ウィズコロナ下の社会経済活動の再開に貢献できる。
- ③ 小回りが利く車両を使用することにより、ドライバーの
負荷軽減につながる。

◎ 見直し対象の車両

3号車【丸茂自動車】 H29.9～R6.3

車名：ハイエースワゴン(トヨタ) CBA-TRH229W
乗車定員：10名(うち客席は運用上6名)
車両寸法(mm)：全長5380・全高2280・全幅1880
車両総重量：2710kg



4号車【伊那バス】 H31.3～R6.3

車名：ハイエースワゴン(トヨタ) CBF-TRH228B
乗車定員：14名(うち客席は運用上6名)
車両寸法(mm)：全長5380・全高2280・全幅1880
車両総重量：3080kg



◎ 見直し後の車両

[新]3号車【丸茂自動車】 R6.3～(R6.4より本格運用)

車名：シエンタHV(トヨタ) MXPL15G-MWXNB
乗車定員：7名(うち客席は運用上3名)
車両寸法(mm)：全長4260・全高1715・全幅1695
車両総重量：1785kg



[新]4号車【伊那バス】 R6.3～(R6.4より本格運用)

車名：シエンタHV(トヨタ) MXPL15G-MWXNB
乗車定員：7名(うち客席は運用上3名)
車両寸法(mm)：全長4260・全高1715・全幅1695
車両総重量：1785kg



23

(3) 運賃の種類及び額の見直し

普通旅客運賃および普通回数旅客運賃の適用する旅客の区分に未就学児および小中高生を設定
(実施予定日＝令和6年4月1日)

◎ 現行の運賃の種類・額

① 普通旅客運賃

500円

※ 適用する旅客の区分無し
(一律)

② 普通回数旅客運賃

5,000円(11枚綴り)

◎ 見直し後の運賃の種類・額

① 普通旅客運賃

大人 500円

小学生・中学生・高校生 250円

未就学児 無料

② 普通回数旅客運賃

5,000円(11枚綴り)

2,500円(11枚綴り)

24

1.【R6事業年度振り返り】定時路線バスの利用状況

系統名	R5事業年度 (R4.10～)実績	R6事業年度 (R5.10～)実績	対前事業年度比	対目標値
上片桐・ 大島通学便	8,559	8,275	▲284	+275
部奈線 ※ 補助対象外	3993 3549	3360 3154		
生田線 ※ 補助対象外	4044 4695	4737 5564		

【M3 部奈線】 部奈辻バス停（上り）の変更について

1. 経緯

令和 6 年 8 月 25 日の部奈町政懇談会において、部奈辻バス停の待合室について下り（大堤方面）側に設置されているものを、通学時の利用状況等を踏まえ、上り（伊那大島駅方面）側に設置されたい旨、要望が出されたもの。

2. バス停の現況

- ・令和 5 年度の年間乗降客数は 4,144 人。町内全停留所中「役場前」に次ぐ利用がある。
- ・利用が多いにも関わらず、上り側は狭い路上でバスを待たざるを得ない状況にある。
- ・生田循環線の廃止とチョイソコの運行開始により、下り側の待合室の必要性が低下した。



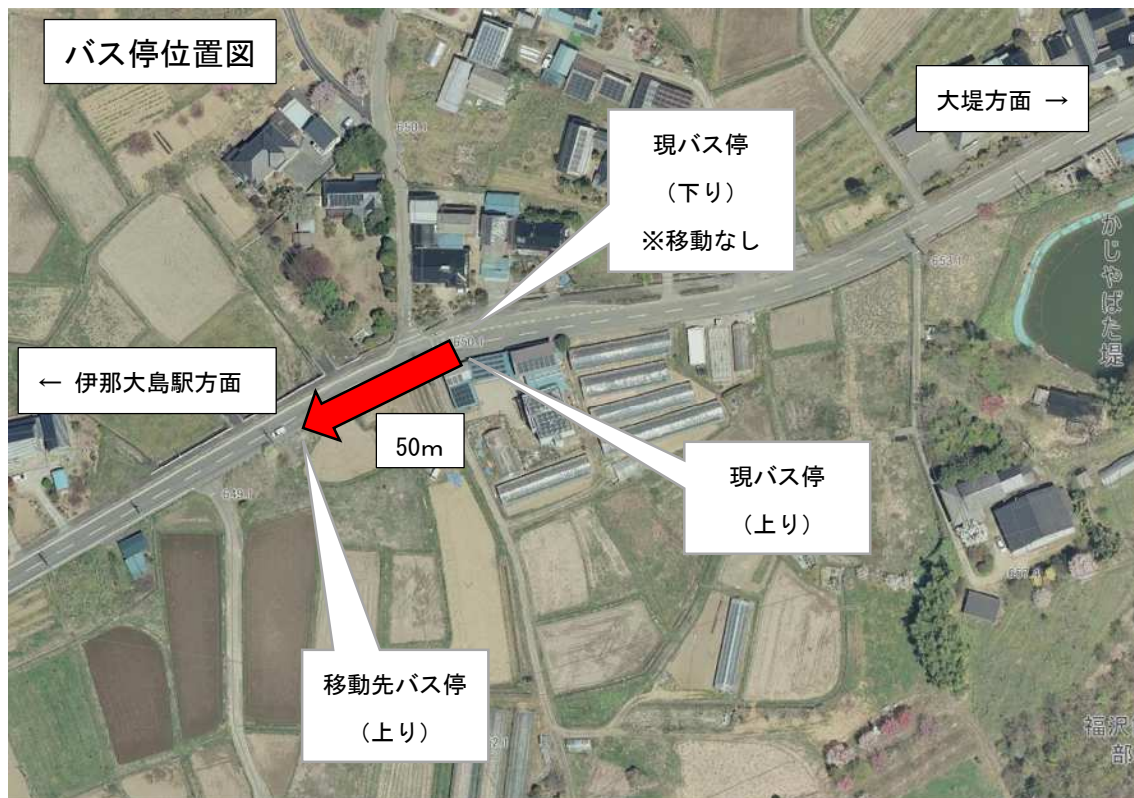
上り乗降箇所



下り待合室

3. 変更内容

- ① 待合室を設置するため、上りバス停を現在値より西側へ 50mほど移動する。
- ② 移設先の道沿い下りバス停にある防火水槽上に待合室を設置する。
- ③ 待合室は下りバス停に設置されているものを撤去し、上りバス停に移設する。
- ④ 下りバス停は移動せず、現在地のままにする。



【まつかわフルーツバス】令和 7 年 4 月 1 日ダイヤ改正について

1. 経緯

まつかわフルーツバス（定時路線バス）は小中高生の通学利用がメインである。コロナ禍でその利用は大幅に落ち込んだが、最近ではコロナ前の水準まで利用が回復してきている。ただし、早朝に運行している便は、朝の部活動廃止等により利用がほぼゼロに近い状態になったままであり、今後も利用が回復する見通しが無い。

また、前回（令和 6 年 5 月 28 日）においても、路線バスについては利用状況を踏まえた見直しをする必要がある旨、議論がなされた。

2. ダイヤ改正の概要

M6 上片桐・大島通学便…5 回/日の運行回数を 4 回/日にする。(1 便減)

M3 部奈線…変更なし。

M7 生田線…10 回/日（冬 8 回/日）の運行回数を 8 回/日（冬 6 回/日）にする。(1 往復減)

3. 減便対象となるダイヤの年間利用客数

系統名	便	発車時刻	出発	行先	R3	R4	R5	R6 上
上片桐・大島通学便	1	6:15	役場前	伊那大島駅	0	0	7	0
生田線	1	5:49	役場前	上峠	0	14	1	0
生田線	2	6:20	上峠	役場前	209	117	26	18

※ 減便対象外のダイヤも含めた年間利用客数は、本紙裏面記載「直近 3.5 ヶ年の便別年間利用客数」を参照願います。

4. ダイヤ改正後の時刻表

別紙「[令和 7 年 4 月 1 日改正]まつかわフルーツバス時刻表（案）」のとおり

[令和7年4月1日改正] まつかわフルーツバス時刻表(案)

M6 上片桐・大島通学便

改正前の便名	1便	2便				改正前の便名	3便	4便	5便		
改正後の便名	(減)	1便				改正後の便名	2便	3便	4便		
停留所名\行先	上片桐先回り	上片桐先回り				停留所名\行先	大島先回り	大島先回り	大島先回り		
役場前	○ 6:15	○ 6:54				伊那大島駅	○ 16:17	○ 17:42	● 18:27		
東浦	○ 6:17	○ 6:56				役場前	○ 16:20	○ 17:45	● 18:30		
松川高校西	○ 6:22	○ 7:01				東浦	○ 16:22	○ 17:47	● 18:32		
清北	○ 6:22	○ 7:01				上大島公民館	○ 16:24	○ 17:49	● 18:34		
安田宅前	○ 6:23	○ 7:02				関宅北	○ 16:27	○ 17:52	● 18:37		
大沢北部	○ 6:25	○ 7:04				清水宅西	○ 16:28	○ 17:53	● 18:38		
原宅前	○ 6:26	○ 7:05				道祖橋	○ 16:29	○ 17:54	● 18:39		
吉原線入口	○ 6:27	○ 7:06				増野会所	○ 16:31	○ 17:56	● 18:41		
松川石油	○ 6:28	○ 7:07				桑園橋	○ 16:32	○ 17:57	● 18:42		
上町会所	○ 6:29	○ 7:08				桑園会所	○ 16:33	○ 17:58	● 18:43		
龍泉寺	○ 6:30	○ 7:09				八十葉建設前	○ 16:36	○ 18:01	● 18:46		
柳屋商店	○ 6:30	○ 7:09				柳屋商店	○ 16:37	○ 18:02	● 18:47		
八十葉建設前	○ 6:31	○ 7:10				龍泉寺	○ 16:37	○ 18:02	● 18:47		
桑園会所	○ 6:34	○ 7:13				上町会所	○ 16:38	○ 18:03	● 18:48		
桑園橋	○ 6:35	○ 7:14				松川石油	○ 16:39	○ 18:04	● 18:49		
増野会所	○ 6:36	○ 7:15				吉原線入口	○ 16:40	○ 18:05	● 18:50		
道祖橋	○ 6:38	○ 7:17				原宅前	○ 16:41	○ 18:06	● 18:51		
清水宅西	○ 6:39	○ 7:18				大沢北部	○ 16:42	○ 18:07	● 18:52		
関宅北	○ 6:40	○ 7:19				安田宅前	○ 16:44	○ 18:09	● 18:54		
上大島公民館	○ 6:43	○ 7:22				清北	○ 16:44	○ 18:09	● 18:54		
東浦	○ 6:45	○ 7:24				松川高校西	○ 16:45	○ 18:10	● 18:55		
役場前	○ 6:49	○ 7:28				東浦	○ 16:49	○ 18:14	● 18:59		
伊那大島駅	○ 6:50	○ 7:29				役場前	○ 16:52	○ 18:17	● 19:02		

M3 部奈線

改正前の便名	1便	3便	5便	7便	9便	改正前の便名	2便	4便	6便	8便	10便
改正後の便名	変更なし					改正後の便名	変更なし				
停留所名\行先	大堤	大堤	大堤	大堤	大堤	停留所名\行先	役場前	役場前	役場前	役場前	役場前
役場前	○ 6:27	○ 7:12	○ 16:15	○ 17:20	● 18:29	大堤	○ 6:47	○ 7:32	○ 16:35	○ 17:40	● 18:49
伊那大島駅	○ 6:28	○ 7:13	○ 16:16	○ 17:21	● 18:30	妻の神	○ 6:48	○ 7:33	○ 16:36	○ 17:41	● 18:50
べっかん前	○ 6:29	○ 7:14	○ 16:17	○ 17:22	● 18:31	部奈文化伝承センタ	○ 6:49	○ 7:34	○ 16:37	○ 17:42	● 18:51
新井	○ 6:29	○ 7:14	○ 16:17	○ 17:22	● 18:31	部奈辻	○ 6:50	○ 7:35	○ 16:38	○ 17:43	● 18:52
將軍塚入口	○ 6:30	○ 7:15	○ 16:18	○ 17:23	● 18:32	水槽前	○ 6:51	○ 7:36	○ 16:39	○ 17:44	● 18:53
七楯	○ 6:31	○ 7:16	○ 16:19	○ 17:24	● 18:33	生田発電所前	○ 6:56	○ 7:41	○ 16:44	○ 17:49	● 18:58
生田発電所前	○ 6:34	○ 7:19	○ 16:22	○ 17:27	● 18:36	七楯	○ 6:59	○ 7:44	○ 16:47	○ 17:52	● 19:01
水槽前	○ 6:39	○ 7:24	○ 16:27	○ 17:32	● 18:41	將軍塚入口	○ 7:00	○ 7:45	○ 16:48	○ 17:53	● 19:02
部奈辻	○ 6:40	○ 7:25	○ 16:28	○ 17:33	● 18:42	新井	○ 7:01	○ 7:46	○ 16:49	○ 17:54	● 19:03
部奈文化伝承センタ	○ 6:41	○ 7:26	○ 16:29	○ 17:34	● 18:43	べっかん前	○ 7:01	○ 7:46	○ 16:49	○ 17:54	● 19:03
妻の神	○ 6:42	○ 7:27	○ 16:30	○ 17:35	● 18:44	伊那大島駅	○ 7:02	○ 7:47	○ 16:50	○ 17:55	● 19:04
大堤	○ 6:46	○ 7:31	○ 16:34	○ 17:39	● 18:48	役場前	○ 7:06	○ 7:51	○ 16:54	○ 17:59	● 19:08

M7 生田線

改正前の便名	1便	3便	5便	7便	9便	改正前の便名	2便	4便	6便	8便	10便
改正後の便名	(減)	1便	3便	5便	7便	改正後の便名	(減)	2便	4便	6便	8便
停留所名\行先	上峠	上峠	上峠	上峠	上峠	停留所名\行先	役場前	役場前	役場前	役場前	役場前
役場前	○ 5:49	○ 6:49	○ 16:15	○ 17:20	● 18:35	上峠	○ 6:20	○ 7:20	○ 16:46	○ 17:51	● 19:06
伊那大島駅	○ 5:50	○ 6:50	○ 16:16	○ 17:21	● 18:36	隧道口	○ 6:21	○ 7:21	○ 16:47	○ 17:52	● 19:07
べっかん前	○ 5:51	○ 6:51	○ 16:17	○ 17:22	● 18:37	溝沢	○ 6:23	○ 7:23	○ 16:49	○ 17:54	● 19:09
新井	○ 5:51	○ 6:51	○ 16:17	○ 17:22	● 18:37	中山	○ 6:24	○ 7:24	○ 16:50	○ 17:55	● 19:10
將軍塚入口	○ 5:52	○ 6:52	○ 16:18	○ 17:23	● 18:38	丸ぼっき	○ 6:25	○ 7:25	○ 16:51	○ 17:56	● 19:11
七楯	○ 5:53	○ 6:53	○ 16:19	○ 17:24	● 18:39	梅松苑前	○ 6:27	○ 7:27	○ 16:53	○ 17:58	● 19:13
下小松川橋	○ 5:54	○ 6:54	○ 16:20	○ 17:25	● 18:40	農協生田支所	○ 6:28	○ 7:28	○ 16:54	○ 17:59	● 19:14
松川	○ 5:55	○ 6:55	○ 16:21	○ 17:26	● 18:41	塩倉	○ 6:30	○ 7:30	○ 16:56	○ 18:01	● 19:16
馬坂	○ 5:56	○ 6:56	○ 16:22	○ 17:27	● 18:42	石橋	○ 6:30	○ 7:30	○ 16:56	○ 18:01	● 19:16
福与保育園前	○ 5:58	○ 6:58	○ 16:24	○ 17:29	● 18:44	福与辻	○ 6:36	○ 7:36	○ 17:02	○ 18:07	● 19:22
宮前	○ 5:59	○ 6:59	○ 16:25	○ 17:30	● 18:45	工業団地入口	○ 6:37	○ 7:37	○ 17:03	○ 18:08	● 19:23
工業団地入口	○ 6:00	○ 7:00	○ 16:26	○ 17:31	● 18:46	宮前	○ 6:38	○ 7:38	○ 17:04	○ 18:09	● 19:24
福与辻	○ 6:02	○ 7:02	○ 16:28	○ 17:33	● 18:48	福与保育園前	○ 6:39	○ 7:39	○ 17:05	○ 18:10	● 19:25
石橋	○ 6:07	○ 7:07	○ 16:33	○ 17:38	● 18:53	馬坂	○ 6:41	○ 7:41	○ 17:07	○ 18:12	● 19:27
塩倉	○ 6:07	○ 7:07	○ 16:33	○ 17:38	● 18:53	松川	○ 6:42	○ 7:42	○ 17:08	○ 18:13	● 19:28
農協生田支所	○ 6:09	○ 7:09	○ 16:35	○ 17:40	● 18:55	下小松川橋	○ 6:43	○ 7:43	○ 17:09	○ 18:14	● 19:29
梅松苑前	○ 6:10	○ 7:10	○ 16:36	○ 17:41	● 18:56	七楯	○ 6:44	○ 7:44	○ 17:10	○ 18:15	● 19:30
丸ぼっき	○ 6:12	○ 7:12	○ 16:38	○ 17:43	● 18:58	將軍塚入口	○ 6:45	○ 7:45	○ 17:11	○ 18:16	● 19:31
中山	○ 6:12	○ 7:12	○ 16:38	○ 17:43	● 18:58	新井	○ 6:46	○ 7:46	○ 17:12	○ 18:17	● 19:32
溝沢	○ 6:14	○ 7:14	○ 16:40	○ 17:45	● 19:00	べっかん前	○ 6:46	○ 7:46	○ 17:12	○ 18:17	● 19:32
隧道口	○ 6:16	○ 7:16	○ 16:42	○ 17:47	● 19:02	伊那大島駅	○ 6:47	○ 7:47	○ 17:13	○ 18:18	● 19:33
上峠	○ 6:20	○ 7:20	○ 16:46	○ 17:51	● 19:06	役場前	○ 6:51	○ 7:51	○ 17:17	○ 18:22	● 19:37

○印 … 土日祝日・お盆(8/13～15)・年末年始(12/29～1/3)運休

●印 … 土日祝日・お盆(8/13～15)・年末年始(12/29～1/3)・学校夏休み期間運休

… R7.4.1より減便するダイヤ

第6次松川町総合計画における 地域公共交通の位置づけについて

まちづくり政策課 企画調整係

0

総合計画とは

■ 総合計画の役割

松川町全般にわたる政策や方針を定める計画。
個別計画等、それぞれの政策領域において展開される計画のもとになるもの。

■ 第6次総合計画の位置づけ

現計画(第5次総合計画改訂版)にも掲げる、「まちづくり将来像」を尊重しつつ、
より時代に合った計画へとアップデートする。

まちづくり将来像

いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ

→改訂版より前、第5次総合計画策定時(H27)の地域づくり会議において、全9回にわたる
議論の末、松川町の20年後、30年後の将来像として導き出したものであり、次期計画でも
基本的・普遍的な理念として尊重していきたい。

1

1

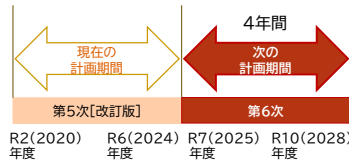
アップデートの方向性・考え方

■ まちづくり将来像を実現するためのプロセス
「一人ひとりの**幸せ実感(ウェルビーイング)**」を高めていく

- ▶ 総合計画は、松川町に暮らすひとの幸せ・暮らしやすさを向上させるためのものと捉え、こうした概念を指標により可視化したうえで基本計画に反映する。
- ▶ 計画策定から進捗管理(評価)の場面で、**地域幸福度(Well-Being)**指標をまちづくりの共通言語として活用する。

■ 計画期間

- ▶ R7(2025)年4月1日 ~
R11(2029)年3月31日 の4年間



■ 重点分野にフォーカスする

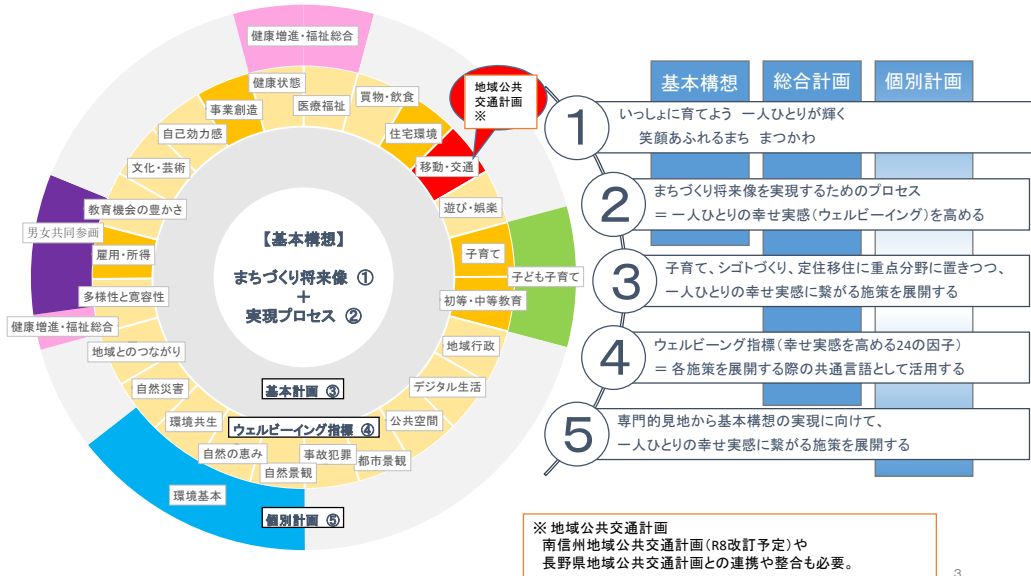
- ▶ 全ての施策を網羅するのではなく、4年間の計画期間内で特に進めたい重点分野を明確にしたうえで、施策に落とし込む。
今回の計画であれば、「**子育て**」、「**シゴトづくり**」、「**移住定住**」。
(地域づくり会議で重点分野をテーマにしたワークショップを実施)

2

2

第6次松川町総合計画のビジュアル図

総合計画 × ウェルビーイングの姿



3

3

町民意向調査の結果(生活満足度24因子)

カテゴリー別

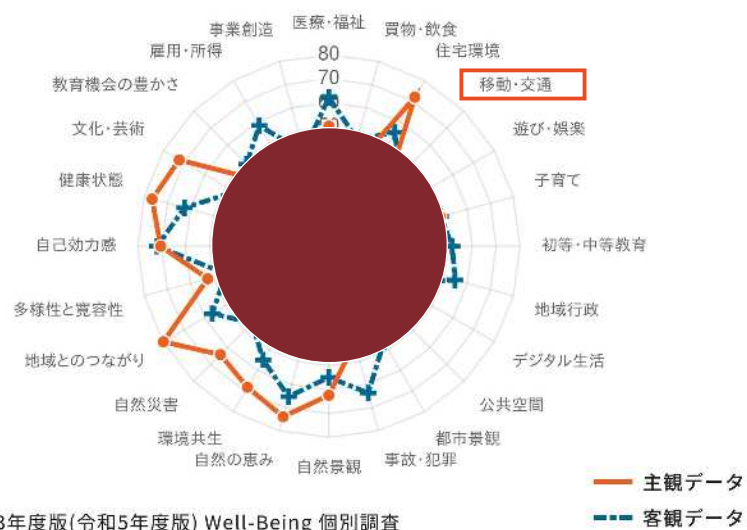


【出典】2023年度版(令和5年度版) Well-Being 個別調査

4

4

主観・客観とも偏差値50超の因子 = 松川町の強み



【出典】2023年度版(令和5年度版) Well-Being 個別調査

5

5

松川町の調査結果詳細

(デジタル庁のホームページで公開中)

下記QRコード or

「デジタル庁 ウェルビーイング指標」で検索

↓

「1.ダッシュボードを見る」

↓

「ダッシュボードを見る」

↓

「個別調査」

「2023年度版」

「長野県」

「松川町」を選択



6

6

地域づくり会議で出された意見・提案のうち公共交通が関連するもの

- 第1回(令和6年6月14日)
テーマ「10年後の松川町を想像し、守りたいもの・変えるべきもの」
(特になし)
- 第2回(令和6年7月4日)
テーマ「“子育て”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」
 - 高校生の通学に関する支援(送迎・経済面)
 - 通学路、交通や公園整備ほか親が子どもを安心して送り出せる環境整備
- 第3回(令和6年7月25日)
テーマ「“仕事づくり”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」
 - リニア開通を見据えた公共交通の充実
 - リニア×二拠点居住に向けた通勤費支援
- 第4回(令和6年8月8日)
テーマ「“移住・定住”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」
 - 定住対策としての病院・買い物・交通の利便性向上

7

7

これまでの取組経過(地域づくり会議の各回内容)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 第2回(令和6年7月4日)

テーマ「“子育て”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」

【グループワークの主な意見・提案】

ランドセルやリュック等の入学必需品の支給
 通学路や公園整備ほか親が子どもを安心して送り出せる環境整備
 子育て世代が安心して集える場所(屋内)の整備
 子育てに関する情報の一元化
 土日勤務や病気時の子どもの預け先等多様な働き方に対応した支援
 若い人や高校生がふらっと立ち寄れる居場所づくり
 子どものコミュニケーション能力を育む場の提供

8

8

これまでの取組経過(地域づくり会議の各回内容)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 第3回(令和6年7月25日)

テーマ「“仕事づくり”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」

【グループワークの主な意見・提案】

農業分野における後継者不足を解消する施策
 後継者育成に資する支援の充実
 仕事に関する教育や体験の充実(農村留学、就業体験)
 都会の企業が利用できるサテライトオフィスや保養所の設置
 リニア開通を見据えビジネスでも公共交通の充実
 リニア開通と結びつけた二拠点生活の推進
 外部環境の理解と交流に繋がる取組の推進(ビジネスマッチング)
 キャリア経験を積んでのUターンがしやすい環境整備
 スタートアップに留まらない継続的な起業支援

9

9

これまでの取組経過(地域づくり会議の各回内容)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 第4回(令和6年8月8日)

テーマ「“移住・定住”をキーワードに町の施策や事業につながるアイデアを考える」

【グループワークの主な意見・提案】

定住対策としての病院・買い物・交通の利便性向上
 移住者と地元住民とのつながり改善
 田舎の良さを生かし「癒しの場所」としての町の発展
 特色ある保育園・学校づくり
 田舎特有の過干渉や近隣住民との距離感の改善
 自然環境や森林豊かさを活かした地域の活性化

10

10

策定委員会(全体会)について

■ 会議の目的

- ① 計画原案の作成、審議会や地域づくり会議での意見の調整。
- ② 地域づくり会議での意見が、各課各係の立場で基本施策に落とし込めるか検討。

■ 日程 9月19日(木)

■ 参集範囲

課局長・係長(係長が出席できない場合は係内で調整)

■ 今後の策定委員会の動き

9月中…全体会の結果をまちづくり政策課&(株)ローカルライフで集約
 10月上…上記と行政評価の結果を踏まえ、各課ヒアリングを実施(施策選定)
 11月中…計画原案完成

11

11

今後のスケジュール

内 容	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体のスケジュール	計画原案の作成			パブコメ		全協 議決
審議会		計画原案協議		答申		
地域づくり会議		計画原案報告				
策定委員会	施策選定	基本計画(案)協議				

15

12

ここまでの進捗

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全体のスケジュール	基本構想（案）・基本計画（案）の作成					全協報告
審議会			全協報告	委員決定・委嘱	【第1回】諮問・方針協議	
地域づくり会議		委員決定・依頼	【第1回】目的・情報共有	【第2回】子育て 【第3回】シゴトづくり	【第4回】移住定住	
策定委員会	勉強会			合同検討	合同検討	全体会

1

13

現計画に対する課題認識

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

沿革と議論の整理

- 平成23年 総合計画の策定義務の廃止
- ↓
- 総合計画の策定は、個々の市町村の判断
 - ▷ 「総合計画」という名の計画は策定していない自治体も
(例)神奈川県藤沢市「市政運営の総合指針」
- ↓
- 「総合計画」に対する考え方を見直す必要
 - ▷ 急激な時代・環境変化のスピード感に追いつかれていないか
→ 人口減少局面、コロナ禍を経た社会変容 など
 - ▷ 策定の事務負担に比して、策定の効果が薄まっているか
 - ▷ 網羅的・総花的で、重点が霞んでいないか

松川町第6次総合計画の目指す形

- 将来の地域・時代を見据えた直近に取り組むべき(取組みたい)重点方針・分野の明確化
 - ▷ 新町政になったことや、その時々々の社会情勢に即しながら、新しい取組への転換やこれまでの取組の加速を実現する計画
- 脱・「置物化」と理念共有&浸透
 - ▷ 事実、現在も総合計画を見なくても事業は進んでいる。「置物」ではなく「使える」計画に
 - ▷ 事業を細かく記載するというよりも、政策方針や最終目的を役場職員・町に関わる主体・町民と共有する
 - ▷ 登り方やルートは違っても、同じ山の山頂を目指している状態をつくる
- わかりやすい体系と構成&省力化
 - ▷ 社会情勢の変化の速さに対応できるよう、明瞭でわかりやすく、時間と費用を無駄にかけない

14

14

基本構想について(ビジュアル図の①および②の部分)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

- 基本構想 = ①まちづくり将来像 + ②実現プロセス
- ① まちづくり将来像

いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ

→ ウェルビーイングの概念を理解したうえで、まちづくり将来像を再認識する

「いっしょに育てよう」…孤独・孤立に陥ることなく、人とのつながりを育む
「一人ひとりが輝く」…自己実現のための舞台・居場所がある
「笑顔あふれるまち」…まさに幸せ実感

→ 現計画の将来像はウェルビーイングと親和性が非常に高く、次期計画にも引き継ぐ
- ② 実現プロセス

「**一人ひとりの幸せ実感(ウェルビーイング)を高める**」ことで、まちづくり将来像を実現していく。

→ 現計画の、「将来像の実現に向けた3つの柱」に該当する部分をアップデート。

15

15

基本計画について(ビジュアル図の③および④の部分)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 基本計画③とウェルビーイング指標④の関わり

◎ 計画策定時…現状認識・課題発見のための分析ツールとして活用

様々な会議体でまちづくりを議論する際の共通言語として活用

具体的な基本施策や重点事業を分野毎に整理するインデックスの役割

→ 現計画の「基本方針」、「施策大綱」を取り外し、シンプルに。

◎ 進捗管理時…基本構想の実現度合、基本計画の進捗状況を計測する指標として活用

→ 町民意識調査を毎年実施して計測する。行政評価にも反映させる。

■ 基本施策・重点事業の設定方法

1. 町民意識調査(ウェルビーイング指標)による分析
2. 地域づくり会議の意見・提案
3. 町政・各課係で特に力を入れていく事項
4. 現計画の基本施策の評価(要改善・拡充事業等)
5. 個別計画と連携して取り組んでいく必要がある事業

16

16

個別計画について(ビジュアル図の⑤および④の部分)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 総合計画(基本構想①②+基本計画③)と個別計画⑤の関わり

基本構想を共通理念として掲げる

→ 必然的に個別計画においても「一人ひとりの幸せ実感」を高める取組が求められる。

■ 個別計画の役割

それぞれの政策領域・専門的見地から基本構想の実現に向けて、一人ひとりの幸せ実感に繋がる施策を展開する。

17

17

これまでの取組経過(地域づくり会議について)

検討経過

※ 審議会資料より抜粋

■ 地域づくり会議メンバー

- ▷ 18名(男性9、女性9)
- ▷ 10代(高校生)～50代

宮澤 由美子	北沢 毅	篠田 阿依
田中 大也	北林 南	北村 朝子
中島 拓也	熊谷 久美	下澤 綾子
正井 亜樹	伊藤 瑞記	市瀬 森友
北原 太志郎	小川 隼人	柳原 猛
久保田 菜美子 (公募)	池野 明理 (公募)	井澤 将太 (公募)

(敬称略、順不同)

■ 位置づけ(設置要綱あり)

- ▷ 住民主体でまちづくりの将来像やそのために必要な施策等について自由に意見交換や提案を行うための会議体

■ 総合計画策定における行政との関係

- ▷ 地域づくり会議において話し合うテーマや方向性は、丸投げではなく、行政において責任をもって提示
- ▷ 地域づくり会議で出たアイデアは、行政側がきちんと政策領域に落とし込む

■ ウェルビーイング指標の活用

- ▷ 自由な議論とアイデア出しを促すために、テーマごとに町民意識調査アンケートの結果を提供する

■ 行政職員の参加について

- ▷ 各回において、グループごとのワークショップを予定しており、住民との対話とアイデアを話し合う観点から、係長を中心に中堅職員が参加する。(庁内策定委員会の一環)

18

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。